

身体拘束適正化検討委員会設置規程

株式会社GIUSTO

(委員会の目的)

第1条 株式会社GIUSTOが運営する障がい福祉サービス事業所(以下、「事業所」という)が、障がい福祉サービスを提供するにあたり、施設内での身体拘束廃止に向けて、事業所内の現状把握や改善策、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きや、身体拘束廃止に関する職員全体への指導を徹底、法人内での情報を共有するため、「身体適正化委員会」を設置する。

(委員会の組織)

第2条 身体拘束適正化委員会は委員長、副委員長、事業所委員をもって組織する。

- 一 委員長は法人委員統括が任命するものとし、副委員長は委員長が任命するものとする。
- 二 委員の選任については、事業所管理者、サービス管理責任者、その他支援員の中より行う。
- 三 各組織員の任期は1年とし、再任も可能とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は定例委員会・臨時委員会を開催する。

- 一 定例委員会は、1年に1回開催する。
- 二 臨時委員会は必要がある際に委員長が招集し開催する。
- 三 委員会での検討事項において必要がある際は、委員以外でも出席を求めることができる。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次の業務を行う。

- 一 事業所内での身体拘束廃止に向けて、事業所内の現状把握及び環境の是正を行う。
- 二 身体拘束の実施を行わざるをえない場合は、本当に緊急・やむを得ないものであるか、3つの要件から是非を検討し、実施の手続きを行う。
- 三 身体拘束を実施した場合は様式2「身体拘束記録表」に基づき、緊急・やむを得ない状況にあることを十分に説明した上で、必要事項(身体拘束等の行動制限をせざるを得ない理由・身体拘束等の行動制限の方法、拘束の時間、心身の状態)を記録し、必要があれば開示できるよう保存する。
- 四 身体拘束が長期化しないよう身体拘束廃止の検討を行い、その内容を記録することとし、「身体拘束等の行動制限」が必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。
- 五 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 六 その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会は次の責務を担う。

- 一 委員会は、事業所において身体拘束が起こらないよう、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない事業所環境づくりを目指す。
- 二 委員は、日頃より関係法令及び障害者、高齢者の権利宣言等の知識の習得に努め、人格の向上に寄与するものとする。
- 三 委員会の組織員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 四 委員会は、他の各委員会とも連携をとり、利用者の身体拘束の事案や支援に問題がある場合に、各委員会と協議し共同で会議を開催するなど、身体拘束の廃止に向けて法人全体で取り組むものとする。

(その他)

第6条 苦情および説明・同意については、事業所の利用規約、重要事項説明書等に基づき対応する。

<附則>

1. この規程は、令和4年7月1日から施行する。